

報告事項5（周知・報告）

令和2年度（令和2年9月1日以降12月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年2月15日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和2年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和2年9月1日から令和2年12月31日まで

2 概要

期間中、14件（14名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	0 [0]	2 [0]	6 [3]	0 [0]	8 [3]
支援学校	0 [1]	0 [0]	2 [2]	0 [1]	2 [4]
中学校	2 [0]	0 [0]	1 [0]	0 [0]	3 [0]
小学校	0 [0]	0 [1]	0 [0]	1 [1]	1 [2]
合計	2 [1]	2 [1]	9 [5]	1 [2]	14 [9]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	1 [1]	1 [1]	2 [4]	1 [2]	5 [8]
公金公物関係	1 [0]	1 [0]	7 [1]	0 [0]	9 [1]
公務外非行関係	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
交通法規違反等	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計	2 [1]	2 [1]	9 [5]	1 [2]	14 [9]

(1) 一般服務関係…5件（5名）

①体罰…1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（50歳）『減給4月』

令和元年11月、生徒指導を行った際、骨折治療中の生徒の腕を握り続け、体を壁に押し当て、足を払って転倒させ、その上に馬乗りになるという体罰を行った。

〔管理監督責任〕

校長（57歳） 訓戒

②いじめ事案にかかる不適切対応…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性校長（60歳）『戒告』

平成30年4月から10月まで、学校内でいじめが生起していたにもかかわらず、いじめの早期発見及び防止への取組みが不適切であった。

③児童生徒へのわいせつ…1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（36歳）『免職』

令和2年2月1日、インターネットを通じて知り合った女子中学生が、18歳未満であると認識しながら、現金2万円を渡して買春した。

④休暇の虚偽申請等… 1件（1名）

- ・ 府立高等学校 女性実習助手（44歳）『停職4月』

平成26年度から平成29年度にかけて、特別休暇である子の看護特別休暇について虚偽の申請を計11回、繰り返した。また、平成29年3月から令和元年6月にかけて、計8回、虚偽の届出を行い、計5,840円、出張旅費を不正に受給するなどした。

[管理監督責任]

校長A（58歳） 厳重注意

校長B（58歳） 厳重注意

⑤欠勤… 1件（1名）

- ・ 府立支援学校 男性教諭（33歳）『減給1月』

平成30年6月19日から同月26日までのうち、週休日を除く5日2時間、欠勤した。

(2) 公金公物関係… 9件（9名）

①詐欺等… 1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（49歳）『免職』

教諭は、平成26年4月から平成30年3月までの間、当時、教頭として勤務していた小学校において、ボランティア従事者の謝礼について市に虚偽の報告をして、115万5千円を従事者の口座に過大に入金させた。

そして、教諭は、従事者に虚偽の説明等を行い、自身に引き渡すよう指示し、約105万9千円の金銭を詐取した。

[管理監督責任]

当時の校長（60歳） 訓告

②手当の不正受給… 7件（7名）

- ア 府立高等学校・男性教諭（34歳）『停職6月』

教諭は、平成27年5月から令和元年8月までの間、実際には部活動指導を行っていないにもかかわらず、部活動指導を行ったとして、合計218回虚偽申請を行い、特殊勤務手当529,480円を不正受給した。

[管理監督責任]

校長（60歳） 訓告

- イ 府立高等学校・男性教頭（59歳）『減給3月』

平成30年2月、令和元年5月及び同年7月から令和2年3月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自動車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（56歳） 厳重注意

ウ 府立支援学校・女性教諭（４３歳）『減給３月』

平成２７年５月から令和２年６月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（５８歳） 訓告

エ 府立高等学校・男性教諭（２８歳）『減給３月』

令和２年４月及び５月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、株主優待乗車証を利用しつつ、経路の異なる通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

オ 府立高等学校・男性教諭（３１歳）『減給１月』

令和２年４月から同年７月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自動車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（６２歳） 厳重注意

カ 府立高等学校・男性教諭（３１歳）『減給１月』

平成２７年４月から令和２年９月までのうち、合計２４月の間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（６０歳） 厳重注意

元校長（６２歳） 訓告

キ 府立高等学校・男性教諭（３６歳）『減給１月』

教諭は、令和元年１０月から令和２年９月までの間、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給要件を満たさないにもかかわらず、合計１４回虚偽申請を行い、特殊勤務手当４８，６００円を不正受給した。

[管理監督責任]

准校長（５９歳） 厳重注意

③不適切会計処理…１件（１名）

・ 府立高等学校 男性主事（６５歳）『減給６月』

教員が生徒指導のために既に購入していた書籍の代金を公費で補填するため、平成２９年２月、業者に対し、当該書籍の架空の請求書等の作成を依頼し、代金を振り込んだ。また、当該業者から代金相当額の金銭４，６５０円を受領し、当該金銭を当該教員に渡した。

3 府教委の取組み

- 毎年の継続した取組みとして、令和2年11月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長に対して、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、指導の徹底を指示した。
通達には、体罰、通勤手当等の不正受給、個人情報紛失等、最近の懲戒処分等の事例を掲示するなど、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとるよう促した。
- また、従来、教職員による児童・生徒に対するわいせつな行為があった場合には厳正に対処し、その防止に努めてきたところであるが、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省庁会議決定）等を踏まえ、わいせつな行為の防止をより一層徹底するため、令和2年12月24日付けで「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」を発出した。
- 併せて、教職員が児童・生徒とSNS等で私的なやり取りをした結果、わいせつ行為などの非違行為に至る事案が生起していることから、SNS等を使用した指導に関係のない私的なやり取りの禁止を明確化するため、「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」を発出した。

■令和2年度 懲戒処分の内訳(令和2年9月1日～12月31日)

(単位:人)

		R2年度										R1年度																													
		高校		支援学校		中学校		小学校		R2年度合計					高校		支援学校		中学校		小学校		R1年度合計																		
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告	態様別合計											
一般服務 関係	体罰								1					0	0	1	0	1		2		1						0	0	3	0	3									
	いじめ事案にかかる不適切対応												1	0	0	0	1	1							1			0	0	0	1	1									
	児童生徒へのわいせつ・不適切指導 ・不適切行為(セクハラ)							1						1	0	0	0	1										0	0	0	0	0									
	休暇の虚偽申請等	1												0	1	0	0	1		1								1	0	0	0	1									
	欠勤						1							0	0	1	0	1				1						0	0	0	1	1									
	職務専念義務違反等													0	0	0	0	0		1								0	0	1	0	1									
	営利企業従事制限違反													0	0	0	0	0						1				0	1	0	0	1									
公金公物 関係	詐欺・手当(私費会計含む)の不正受給	1	5				1	1					1	1	6	0	8				1						0	0	1	0	1										
	不適切会計処理		1										0	0	1	0	1											0	0	0	0	0									
公務外非行 関係	痴漢、盗撮等												0	0	0	0	0										0	0	0	0	0										
交通事故・ 交通法規違反	酒気帯び運転												0	0	0	0	0										0	0	0	0	0										
校種・種別ごとの合計		0	2	6	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	1	2	2	9	1	14	0	0	3	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	1	1	1	5	2	9
校種別合計		8		2		3		1		14					3		4		0		2		9																		